

2022 年 11 月 25 日

実習実施者(技能実習責任者)の皆様へ

エコ・プロジェクト協同組合

副理事長 澤村 美喜

第3号技能実習への移行方法および法定一時帰国の取り扱いについて

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は当組合の事業運営に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症による水際対策および帰国困難等の特例措置終了を受け、現在、第3号技能実習の「法定一時帰国」〔※〕が集中しております。本来ですと、「一時帰国は、開始前又は1年目に1ヶ月以上」と定められ、当組合では同期技能実習生の帰国日を統一化してまいりましたが、実際の帰国日・期間が技能実習生ごとに違うなど、第3号の終了日が揃わない事態が生じていることに加え、第1号技能実習の急増により、外国人技能実習機構および出入国在留管理局の手続が遅延するなど、予定通りに就労開始が出来ない状況が発生しております。

そこで、当組合では、2023年1月1日以降に第3号技能実習へ移行される技能実習生から、その移行方法および法定一時帰国の時期については、下記のとおり運用してまいりたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

○第3号移行に係る出入国在留管理局の手続方法

	今後（Aが原則、Bは応相談）	現状
法定一時帰国の時期および帰国期間	<u>2号満了後3号開始前に1ヶ月以上</u>	3号開始後1年目以内に1ヶ月以上3ヶ月以下（みなし再入国）
3号への手続方法	A. <u>在留資格認定証明書 + ビザ発給</u> B. 在留資格変更許可 （申請後2ヶ月の特例期間中に一時帰国）	在留資格変更許可
手続の時期・審査期間 （準備期間3ヶ月を除く）	A. <u>3号開始の2ヶ月前・約1.5ヶ月</u> B. 2号満了の2週間前・約1.5ヶ月	

- ◆ 上表「B.」の場合、2号満了翌日から2ヶ月の特例期間中は不就労期間となります。万一、技能実習生が実際には帰国しなかったり又は予定日より前に日本に再入国するなど、技能実習生が日本で滞在している限り、監理費が発生いたしますのでご了承くださいませようお願いいたします。
- ◆ すでに、第3号開始予定日が2023年1月1日以降の「第3号移行申込書」をご提出いただいている場合は、対象外といたします。

〔※〕 法定一時帰国：技能実習法施行規則第10条第2項第3号トに定める一時帰国

以上

担当：林、坂本／事務局

Tel.058-275-0226

E-Mail.shinsei2@eco.coop